

令和4年度 宮城県塩釜高等学校 部活動に係る活動方針

04.04.06

1 基本方針

- (1) 部活動は学校教育の一環として実施し、生徒にとって豊かな学校生活を経験する有意義な活動であるとともに、生徒の自主性・社会性を伸長させることを目的とする。
- (2) 全職員の共通理解の下、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、部活動顧問の指導に係る業務の適正化が図られるよう、学校の教育活動として適切な部活動運営を図っていく。

2 設置する部活動

(1) 運動部

野球部、男子バレーボール部、女子バレーボール部
男子バスケットボール部、女子バスケットボール部、男子ハンドボール部
女子ハンドボール部、ソフトテニス部、男子卓球部、女子卓球部、
男子バドミントン部、女子バドミントン部、サッカー部、陸上競技部
水泳部、弓道部、ボート部、ヨット部

(2) 文化部

吹奏楽部、美術部、演劇部、茶道部、華道部、写真部、文芸部、手芸部、
放送部、琴部、ダンス部、音楽部、パソコン・ビジネス部

(3) 同好会

ソフトボール同好会、柔道同好会、剣道同好会、少林寺拳法同好会、
合唱同好会、マンドリン同好会

(4) 生徒会

インターアクト（地域貢献ボランティア）活動を含む

3 活動時間および休養日等

(1) 1日の活動時間

- ① 平日2時間程度、休日（長期休業中を含む）3時間程度とする。ただし、練習試合や対外的活動の場合はこの限りではない。
それ以上実施する場合は事前に校長に許可を得る。
- ② 校外で活動する場合の移動時間は含めない。

(2) 休養日

- ① 学期中：週当たり2日以上以上の休養日を設ける。
- ② 長期休業中：学期中の休養日に準じる。各部の事情に合わせて、できる限り長期休養期間（オフシーズン）を設ける。
- ③ 年間を52週と考え、年間105日以上以上の休養日（平均すると週当たり2日以上）を設ける。

(3) その他

- ① 朝練習：原則禁止とする。実施する場合は事前に校長に許可を得る。
- ② 定期考査1週間前から考査中まで、部活動は行わない。公式な大会などがある場合は、届け出ることで学習に負担にならない程度で認める。

4 部活動運営

- (1) 年間活動計画、毎月の活動計画および活動実績を作成し、校長に提出する。年間活動計画については、ホームページなどで公表する。
- (2) 部活動顧問などの指導者は、いかなる理由があっても体罰などは決して許されないとの認識を持ち、体罰などのない指導を徹底する。
- (3) 熱中症・感染症などを含む部活動中の事故防止に努め、顧問や部員に対し予防や対応に必要な研修などを実施し、危機管理体制を整える。